

公立大学法人島根県立大学業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び公立大学法人島根県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成 年 月 日島根県規則第 号)第2条の規定に基づき、公立大学法人島根県立大学(以下「法人」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により島根県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務委託の基準

(業務の委託)

第3条 法人は、その業務の一部を法人以外の者に委託して実施することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、当該委託業務に関し、業務の目的及び期間、業務の内容、委託にかかる経費及び支払方法並びにその他業務の委託に必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合は、これを省略することができる。

第3章 競争入札その他契約に関する基本的な事項

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結するときは、公告して申し込みさせることにより一般競争入札に付すものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約に付すことができる。

第4章 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(寄附金等)

第6条 法人は、その業務の目的に沿った寄附金等を受け入れることができる。

2 寄附金等は、寄附者の用途の指定等に沿って有効かつ効果的に使用するものとする。

(施設等の貸付)

第7条 法人は、業務の運営に支障がないと認めたときは、その施設又は設備の一部を貸し付けることができる。

2 前項の規定により施設又は設備の一部を貸し付けたときは、その使用者から別に定める使用料を徴収するものとする。

第5章 雑則

(その他の業務の方法)

第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、平成19年4月1日から施行する。